

## 新規受託項目

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、下記項目につきまして、検査の受託を開始いたしますのでご案内申し上げます。

謹白



### 項目名

#### 【環境検査】

- 大腸菌-原湯等 (依頼コード No.13399)
- 大腸菌-原湯等(海水含) (依頼コード No.13400)

受託開始日 2020年10月1日(木) ご依頼分より

厚生労働省から令和元年9月19日付で生食発0919第8号「公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について」が発出され、原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質基準及び検査方法において、対象となる検査項目が大腸菌群から大腸菌へ変更されました。

この度、検査委託先(株式会社BMLフード・サイエンス)で大腸菌-原湯等と大腸菌-原湯等(海水含)の受託体制が整いましたので、ご案内申し上げます。

また、上記通知の注意書きにございますが、海水を含む試料につきましては偽陽性となる場合があり、確認試験を行う必要がございますので、依頼コードを別に設定いたしました。

なお、従来の大腸菌群検査につきましても、引き続きご依頼いただけます。

本項目の適用の可否につきましては、管轄の保健所へお問い合わせくださいますよう、宜しくお願い申し上げます。

裏面に続きます

株式会社 **ビー・エム・エル**

本社：〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-3

総合研究所：〒350-1101 埼玉県川越市の場1361-1

☎ 03(6629)7386 FAX 049(232)3132

検査項目検索用  
アプリ B-Book

Google play

Available on the  
App Store



電子カルテはビー・エム・エル

Qualis  
Medical Station

# 受託要領

依頼コードNo.	13399	13400
検査項目名	大腸菌-原湯等	大腸菌-原湯等(海水含)
検査材料	原湯、原水、 上がり用湯及び上がり用水	海水を含む原湯、原水、 上がり用湯及び上がり用水
検体必要量	100mL以上	
容器	水質検査(細菌検査用) 100mL、200mL	
検体の保存方法	冷蔵	
所要日数	3~7	
検査方法	特定酵素基質培地法	
基準値	検出されないこと	
報告範囲 (報告形式)	不検出または陽性	
測定場所	株式会社BMLフード・サイエンス	
備考	塩素殺菌剤が混入している水においては、ハイポ入り(塩素中和剤)滅菌済採水瓶をご使用ください。	

## 【参考資料】

厚生労働省令和元年9月19日付生食発0919第8号：「公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について」

## 報告書印字位置

### 水質検査報告書

第 \_\_\_\_\_ 号

検体種類 \_\_\_\_\_ 採取日 年 月 日

採取場所 \_\_\_\_\_ 採取時間 時 分

送付番号 \_\_\_\_\_ 受付日 年 月 日

検査日 年 月 日 ~ 年 月 日

報告日 年 月 日

検査項目	測定結果	単位	基準値	検査項目	測定結果	単位	基準値
一般細菌	検出されないと	個/mL	100以下(注1)	ホルムアルデヒド		mg/L	0.02以下
大腸菌	検出されないと	個/mL	1以下	亜鉛及びその化合物		mg/L	1.0以下
カドミウム及びその化合物		mg/L	0.003以下	アルミニウム及びその化合物		mg/L	0.2以下
水銀及びその化合物		mg/L	0.0005以下	鉄及びその化合物		mg/L	0.3以下
セレン及びその化合物		mg/L	0.01以下	銅及びその化合物		mg/L	1.0以下
鉛及びその化合物		mg/L	0.01以下	ナトリウム及びその化合物		mg/L	200以下
ヒ素及びその化合物		mg/L	0.01以下	マンガン及びその化合物		mg/L	0.05以下
六価クロム化合物		mg/L	0.2以下	塩化物イオン		mg/L	0.1以下
亜硝酸態窒素		mg/L	0.04以下	カルシウムマグネシウム		mg/L	0.1以下
シアン化物イオン及び氰化ヒドロゲン		mg/L	0.01以下	亜硫酸塩		mg/L	0.1以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		mg/L	10以下	過イオン酸素		mg/L	0.1以下
アツ素及びその化合物		mg/L	0.02以下	ジエチル		mg/L	0.02以下
砒素及びその化合物		mg/L	1.0以下	2-メチルイソブチル		mg/L	0.02以下
四塩化炭素		mg/L	0.002以下	非イオン炭素		mg/L	0.1以下
1,4-ジオキサン		mg/L	0.05以下	フェノール		mg/L	0.02以下
2,3,7,8-テトラクロロダイオキシン		mg/L	0.04以下	有機物(全有機炭素(TOC))		mg/L	0.02以下
ジクロロメタン		mg/L	0.02以下	BH		mg/L	0.02以下
1,1,1-トリクロロエチレン		mg/L	0.02以下	BH測定時の値		mg/L	0.02以下
トリクロロエチレン		mg/L	0.02以下	色		mg/L	0.02以下
ペーレンゼン		mg/L	0.01以下	濁度		mg/L	0.2以下(注4)
遊離亜硫酸		mg/L	0.02以下	有機物(遊アンチン)換算カルシウム当量		mg/L	0.02以下
クロロホルム		mg/L	0.005以下	大腸菌(浴場水)		個/mL	1以下
ジクロロメタン		mg/L	0.02以下	大腸菌(海水含)		個/mL	1以下
臭素		mg/L	0.01以下	臭気(臭気指数)		mg/L	0.1以下
総トリハロメタン		mg/L	0.12以下(注2)	臭気(臭気指数)		mg/L	0.1以下
トリクロロメタン		mg/L	0.02以下	大腸菌-原湯等		個/mL	検出されないこと
ブromoクロロメタン		mg/L	0.02以下	大腸菌-原湯等(海水含)		個/mL	検出されないこと
ブromoホルム		mg/L	0.02以下				

面をご参照ください

※検体本水：定量(原湯未煮、定量下浴槽及び食品衛生法基準値は裏面をご参照ください)

(注1)：プール水200以下、浴槽水設定無し

(注2)：プール水0.2以下

(注3)：浴槽水5以下

(注4)：プール水12以下、原水・原湯・上り用湯・上り用水10以下、浴槽水25以下

判定	上記の水質検査項目の結果は、水道法の水質基準に( )です。
基準値	水質基準に関する省令(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)による
検査方法	水質基準に関する省令の規程に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)による
備考	

建築物飲料水水質検査業 川崎市30水第969号  
厚生労働大臣登録機関 第184号

株式会社 **ビーエム** 〒350-1101 埼玉県川越市堀1361-1  
TEL: 049-232-3131 FAX: 049-232-3132  
水質検査部門管理者 総研検査本部長 奈良部 安

〒016-0085-50 087 20 00 10.00(PF) **BML**